

## ○委員長

それでは皆様、こんにちは。ただいまから第4回静岡県社会教育委員会を開催いたします。今日ですけれども、中間報告に向けて、これまでの議論を整理し、提出する形を作っていきたいと思えます。県では教育振興基本計画の見直しが行われるところですが、ここでの話合いも、その見直しの中に盛り込んでいただけるスケジュールで、皆様の貴重な話合いを、ぜひ、そういうところに反映させられるようにしていきたいと思っています。

皆様にとっては、自分の意見が十分反映されるかどうかとか、御心配な点もありませんかと思いますが、この委員会では、無理やり、その1つの意見に集約していくということではなく、それぞれの委員が、委嘱を受けられて、それぞれ社会教育委員というお立場でいらっしゃるというところから、各委員の意見を最大限尊重した形で、その中で委員会の大きなまとめの意見ということで出していきたいと思っておりますので、本日も忌憚のない御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、本日の会の次第について確認いたします。最初に事務局から第3回社会教育委員会の概要についてと、令和3年度、県社会教育課所管事業説明等にいただいた質問の回答をしていただきます。

その後、障害者の生涯学習社会への形成に向けて、先ほど申し上げましたが、中間報告案の取りまとめに向けて協議の時間を十分取っていききたいと思います。できる限り、その議論に充てていきたいと思いますので、御協力のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局より、第3回社会教育委員会の開催結果について、報告をお願いします。

## ○事務局

お手元の資料1を御覧ください。第3回社会教育委員会では、まず令和3年度県社会教育課所管事業について、資料配布の形で説明させていただきました。

その次に、特別支援教育課から、ICIDHとICFにおいて、それぞれ大切にしている考え方を説明しました。説明の主な内容は、資料1の記載のとおりです。その後、事務局から第7期静岡県生涯学習審議会答申の概要を説明させていただき、委員の皆様からそれぞれのお立場でいろいろな御意見をいただきました。第3回でいただいた御意見ですが、第2回委員会で配布した資料に付け加える形で、資料2にまとめてあります。斜体文字の御意見が第3回で、委員の皆様からいた

だいたものになっております。

第3回の委員会の概要の報告は以上となります。

もう一点、追加で連絡、御報告させていただきます。先ほど、委員長からもありましたが、今後の委員会の予定について変更しましたので、ここでお伝えいたします。今後の予定表を御覧ください。本日が第4回になります。これまでの予定では、10月開催の第6回委員会で中間報告の形をまとめて、委員の皆様にご了承を得て、その後の教育委員会定例会で、中間報告をする予定でございました。ですが、次期教育振興基本計画の策定の参考にするためには、もう少し早いほうがいいのではないかと判断させていただきまして、次回の8月の第5回委員会で中間報告の形としてまとめて、9月もしくは10月の教育委員会定例会で中間報告していく予定に変更させていただきましたので、ここでお伝えいたします。

ただし、障害者の生涯学習については、予定通り1回から6回まではこの内容を協議しますので、第6回まで障害者の生涯学習について具体的なところまで協議を深めていただこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

## ○委員長

今、スケジュールの報告はそのようにしていくということで、よろしく願います。

それでは続いて、令和3年度県社会教育課所管事業について、質問の回答を事務局から願います。

## ○事務局

前回の委員会で、県社会教育課の所管事業についての説明をさせていただきました。委員から御質問がありましたので、それに対する回答をしていきたいと思っております。

資料3を御覧ください。まず1つ目の質問です。「読書県しずおかづくり」で実施推進する読書ガイドブック「本とともにだち」は、障害者にも理解でき、利用できる、障害者を意識した内容になっているかという御質問がございました。

それに対する回答ですけれども、「本とともにだち」は、赤ちゃん版、幼児版、小学生版、中学生版と、4種類を発行しております。これまでは、障害のある方の利用について意識した内容や作りにはなっていなかったと感じております。

今年度、小学生版を改訂いたしました。今日、皆様のお手元に配布させていただいたものが、改訂した小学生版であります。こちらには、障害のある方などの利用を意識した内容を取り入れまし

た。例えば、11ページからブックリスト、本の紹介がございます。こちらには、点字、それからマルチメディアデイジー図書といった形でも発行されている書籍を紹介しています。マルチメディアデイジー図書というのは、音声と一緒に、文字や画像が表示されるデジタル図書になります。

また、漢字には読み仮名をふり、優しい文章表現を心がけて、小学1年生から理解しやすく、また、利用しやすい内容で作成をしております。ただ、障害のある全ての方が利用しやすい内容にするのは、やはりなかなか難しいと感じております。これまでは、障害のある方の利用を意識した作りになっていなかったこともありまして、学校での活用度は、小学校や中学校では、比較的高くなっておりますが、特別支援学校では27%にとどまっております。

特別支援学校における「本ともだち」の活用については、児童生徒の障害の実態がさまざまであり、学校によって使用方法が異なります。そのため、児童生徒のニーズに応じて、さまざまな指導場面で「本ともだち」を活用していただいております。

今後も改訂の際には、障害のある方の利用なども意識して、よりよいものを作っていこうと考えております。「本ともだち」については以上です。

## ○事務局

続いて、生涯学習情報発信システム「まなぼっと」で発信する情報は、障害者にも理解でき、利用できる、障害者を意識した内容になっているかという御質問についてですが、「まなぼっと」で提供している情報は、障害の有無に関わらず、全ての県民の皆様を対象としています。この策定時点で、特に障害者を意識したのではなく、全ての県民の皆様に見ていただけるようにということで、イベントの内容につきましては、障害者の方でも楽しんでもらえるものも、多く情報が掲載されています。「まなぼっと」の検索の機能の中に、特別支援学校の児童生徒、保護者向けの内容をまとめたページがあり、そちらを検索していただきますと、特別支援学校の児童生徒が参加できるような講座がリストアップされています。

また、今後は、リンクのほうに、障害者スポーツなど、障害者に関する団体のリンクなどを追加していこうと考えているところです。また、ウェブページの情報の利用のしやすさを表したウェブアクセシビリティという国内規格のJIS規格として制定された高齢者障害者等配慮設計指針という基準で、2010年の段階で対応ができているということを聞いています。また、2016年に国際規格のISOと、この規格を統一した、規格改正があったのですけれども、今のところはページタイトルの基準以外の項目では適合しているということが確認できています。「まなぼっと」の一部不適合になったこの基準については、今年度中にシステムを改修していく予定でありますので、利用

しやすいような形に順次見直していきたいと考えています。

続いて、質問3の家庭教育支援員が活躍する場合は、自主的に家庭教育に関する研修会を探したり、小中学校の家庭教育支援学級等へ出向いていかないとならないのか。活躍する場のニーズ情報はどんな形で発信されるのか。また、毎年度、活動報告を行わないと家庭教育支援員の資格が抹消されてしまうのかという御質問につきましては、まず、家庭教育支援の活躍する場ですけれども、私どもは、保護者会や懇談会、家庭教育学級、入学説明会や就学時健診などの場において、家庭教育支援員を活用した講座の実施をするように、小中学校や幼児教育関係者に呼びかけているところです。年度当初に、教育事務所などを通じて、県内の学校などに通知を出したり、校長会で資料を配布したりして、市町の家庭教育支援担当者を通じて、家庭教育支援員の活用を呼びかけているところです。

ただ、学校行事が減少したり、講座の開催も、今、コロナの中でなかなか進まないというところもありまして、いかに保護者の方々の学習機会の提供を行っていくかというのが課題になっています。保護者が集まる場にこちらから出向いて講座を開催したり、真に必要なと思われるような家庭に、個々に情報提供や相談対応などを行ったりするアウトリーチ型の支援を推進していく必要もあると考えています。家庭教育支援員の皆様方には、市町担当者の方と連絡を取り合いながら、また、支援員同士で情報交換などをしていただきまして、自主的な活動を含めて、地域での活動の場を広げていきたいと思っています。

今年度は、市町の家庭教育支援担当者の研修会を開催しまして、家庭教育支援の意味や家庭教育支援員の役割について、改めて理解を深めていただきまして、担当者同士で情報交換を行うことで、活躍の場とか、取組の拡大を進めていっていただくように考えているところです。

また、資格の抹消についての質問ですが、静岡県では、県が主催する家庭教育支援員養成講座で家庭教育の知識とスキルを学んだ方を静岡県家庭教育支援員として名簿に登録して、小中学校にこういう支援員たちがいますというような紹介をしているところです。支援員の養成講座が、平成29年度までは2日間で行われていたのですが、平成30年度以降、家庭教育基礎講座として、1日の研修に短縮しました。そのため、登録の条件として、各市町で講習を受けた後に、市町での研修会に参加するか、実際に家庭教育支援の講座の運営に2回以上参加するということを登録の条件としています。活動報告をしないからといって登録を抹消するということではなくて、静岡県家庭教育支援員として登録をするために報告をお願いしているということで、毎年、報告をお願いしているものではありません。

登録につきましては、御本人が活動をやめたいとか、市町担当者のほうから、支援員と連絡が取れなくなったとか、そういうことがない限り、登録を抹消するということはありませんので、ぜひ、

少し活動休止があったり、なかなかコロナで活動がなかったとしても、今後、活動の意欲がある方については、ずっと登録をしておいていただきたいと思います。

#### ○委員長

ありがとうございました。それでは、今の回答につきまして、質問がありましたら、お願いします。

#### ○委員

御回答ありがとうございました。実は、私、家庭教育支援員の養成講座を受けさせていただきまして、登録されていたんですけど。その年か、その次の年ぐらいまでは、県のほうにも載っていたんです。実は最近見ましたら、もう抹消されて載っていなかったの。いや、これは報告しなかったものだから抹消されたのかなと思ひまして、このような質問をさせていただきました。特に、この養成講座を受けていれば、登録抹消ということではないのですか。

#### ○事務局

はい。基本的にはございません。市町に、毎年この方たちが今、登録されている方々ですという確認のリストをお送りしています。そこで回答いただいたリストを登録しているのですが、もしかしたら、どこかの年に、何か手違いで登録に漏れてしまったのかもしれませんが、こちらでもリストを確認いたしますけれども、基本的には直接御本人からのお申し出と、市町からの本人が辞めたいと言ってるから消してくださいという申し出か、そういう連絡がない限り、私たち県が登録抹消ということはしていません。更新のときに、もしかしたら手違いがあつて漏れてしまったということはあるかもしれませんが、確認いたします。

#### ○委員

私だけじゃなくて、そのときに、私たち、社会教育委員、8人ぐらい受講したんですけど、その人たち、全員なくなったものですか。

#### ○事務局

それはいつごろのことですか。

## ○委員

もう、5、6年前かな。

## ○事務局

分かりました。この2、3年でそういった、こちらから抹消ということはないかと思うので、確認いたします。

## ○委員長

その他、いかがでしょうか。

それでは、また何かありましたら、事務局に直接お問い合わせをしていただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは次の次第ということで、協議に移りたいと思います。先ほど、挨拶のところでも少し申し上げましたが、今日は障害者の生涯学習社会の形成に向けてということで、皆様からの御意見をさらに伺いたいと考えております。

それで、先ほど、第3回社会教育委員会の概要の中に少しありましたけれども、第7期の生涯学習審議会において似たような議論がなされてきたということがありまして、そちらを少し参考にもしながら、まずはその部分を取り上げて、今日の議論を進めていきたいと思います。最終的には、資料5として皆様のところにお配りしています、これまでの議論の整理の資料を見ながら、中間報告に向けての意見をどういうふうに取りまとめていくか。今日の御意見をどのように入れていくかということも含め、考えていきたいと思います。

それではまず最初に、第7期静岡県生涯学習審議会の施策提言に対応した県の取組について、事務局から説明をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

## ○事務局

よろしくお願いたします。第7期静岡県生涯学習審議会の提言内容に対応した、現在の教育振興基本計画における主な取組について、説明をさせていただきます。審議会と計画、名前が長いので、ここからは第7期生涯学習審議会を生涯審、教育振興基本計画を計画と言いますので、御承知おきください。

資料4を御覧ください。A3版の大きい資料です。左側の列には、前回の委員会で提示した生涯審の答申で示された、今後求められる取組について、7つの施策提言を示してあります。四角で囲

み文字で記載したものが、施策提言の7つのポイント。それぞれのポイントの下、丸印で表したものが、ポイントに関わって例示された、主な施策の展開です。右側の列には、施策提言のポイントに対応した、現在の計画における主な取組を示しました。色のついた枠で記載してあるもの、こちらが教育委員会の取組になります。

現在の計画は、平成30年に策定されたもの。生涯審答申は、平成23年12月に出されておりますので、答申と計画に直接的なつながりはございません。ですので、現計画における取組の中から生涯審答申での提言内容に対応した取組を事務局でピックアップしたものがこの資料であることを御承知おきください。

計画には主な取組として、513の取組が挙げられております。このうち、対応した取組は56ございます。見ていただいで分かるように、提言内容によって、多くの対応した取組があるもの、取組が少ないものがございます。

ポイント3つ目のキャリア教育の推進と、就労支援の体制整備については、計画の中に、産業社会の担い手の育成という小項目があることもあり、当てはまる取組が多くございます。

ポイント5つ目、早期発見と相談、支援の引き継ぎ。それから6つ目の縦の接続に関わる支援の場と機会の充実、この2つについては、主に学校教育に対する提言内容であり、学校現場においても特別な支援を要する児童生徒が増えていることもあり、取組が多数あります。ポイントの4つ目、地域づくりの推進については、該当する取組が少ないです。

左側のポイントの下に印された主な施策展開を見ると、教育以外の行政が所管する内容も挙げられています。このため、防災、また福祉等の計画において、取組が位置づけられているのではないかと考えております。

本委員会における、これまでの協議でも必要性が挙げられているポイントの1つ目、特別な支援を必要とする人への理解。支え合い、ともに生き、ともに学ぶ意識の醸成については、人権教育や人権啓発の推進、ユニバーサルデザインの普及啓発などの取組があります。また、第2回委員会で、委員からお話いただいた交流籍、共同学習などの取組がこちらにあります。

県の取組としては、ここに示したもの以外にも取組があるのかなと考えておりますけれども、現在の教育振興基本計画に示されている取組はこちらになります。

## ○委員長

ありがとうございました。この7期の生涯審の話合いというのが、今回、この委員会にもらっている審議題とかなり似ているというところから参考にしたいというところもありますが、その今の

状況の違いと、それから、7期の提言が、現行、それからその前の教育振興基本計画策定においては、参考にはもう既にされているというところがあるかと思しますので、参考にしながらも、今回は今回で、やはり今の状況の中からの提言、それからやはりその議論というものをしていければと思います。

この7期の提言に対しての取組はこのように行われていて、それに対しての検証というのは、既に県のほうでPDCAサイクルを回して事業評価というものもされていますので、この委員会でそこに踏み込むというのは、ちょっとまた違うことになるかなと、個人的には思っているところもあります。それですので、今、事務局からの話で、この4つ目の地域づくりの推進というところについては、その障害者の視点で、それから、地域づくりというところは社会教育が大きく関わるかと思うんですけど、その社会教育の観点からの障害者の学習支援というところは、まだまだ弱いところもあるかなというふうに感じましたので、そういう辺りを今回の議論の中では扱っていただけると、ここも個人的な意見になりますけれども、そういうふう考えております。

少し補足をさせていただきましたが、私の意見も含めて、今の説明に関して御質問があれば、よろしくお願いたします。

それでは、この後の協議の中で、また何かあれば出していただいて構いませんので、この資料4も御参考にさせていただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは、次に中間報告に向けて、これまでの議論の整理について、協議を進めていきたいと思っております。先ほど少し申し上げましたけれども、資料5のような形で事前にワーキンググループの委員で素案を作成しました。この素案については、まず事務局から説明をしてください。お願いたします。

## ○事務局

よろしくお願いたします。それでは、事務局から、ワーキンググループで作成しました議論の整理について説明させていただきますので、資料5を御覧ください。

まず最初に資料5の一番後ろのページを御覧いただきたいと思っております。このページですが、そちらは、第34期社会教育委員会が教育委員会定例会で中間報告をしたときの配布資料になります。

このような形にまとめて報告するというのを、まず御承知おきください。これじゃなければならぬというわけではありませんが、このような形にまとめて、34期は報告させていただいております。まず、そのことについて、説明させていただきました。

では、1ページ目、最初から説明させていただきます。まず、中間報告の骨子案ということで、



1 から 6 の大きな項目で報告の形を整えていきたいと思っております。そのうち、4 番の議論の整理、この辺りが皆様の御協議いただいた内容を反映する部分になるかと思えます。

この 4、議論の整理のさらに細かな項立てですが、こちらはワーキンググループで作成していただきましたが、これまでの委員の御意見をもとに考えると、まず、(1) で意識の変容ということと、(2) 学びの創出という大きな項目ができるのではないかとということで分けました。さらに、その(1) 意識の変容の中には、ア 正しい理解であったりとか、イ 当事者の視点に立つというふうに分けさせていただきます。

(2) 学びの創出の中には、ア 場の充実、イ いろいろな人材の育成という形で分けてあります。このア、イの項目ですが、こちらは以前、第 2 回で、事務局から提案させていただいた文言から分けた項目になっております。

資料の 1 枚目から、その後、後半に、2 枚目、3 枚目ということで、それは今まで委員の皆様からいただいた、その項目に該当するだろう意見が書いてあります。そのような形で資料 5 を作らせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

## ○委員長

ありがとうございます。議論の整理を教育委員会定例会で提示していくときに、あまり細かいことを言うよりは、大きな柱を言っていくほうが説得力があるかなと思います。第 3 回までのいろいろな皆様の御意見を整理してみると、とにかく重要なのは、この意識の変容だと。共生していくときの意識ですよね。みんなで共に生きていくときの意識。障害のある人の捉え方。この間勉強させていただいた、ICF のような捉え方ですよね。みんなが同じ能力を持つようになることを前提に社会を形成していくのではなくて、助け合って、補い合って、その人たちの特徴を持ち寄って、社会を形成していくという。そのまず社会の形成をしていくときの意識というものを、まず、変えていけるはたらきかけというのが重要ではないかということです。

それを具体的に言えば、やはりその正しい理解。今言ったような、正しい理解というか、新しい時代の理解というか、意識の共有。それから、もう一つは、当事者の視点というものを重視するという。支援をする側だけではなくて、される側というか。お互いが助け合っていくといったときに、同じ土俵に立つためにいろんな視点を持てるような、そういう考え方という、この 2 つを意識の変容と言ったときのポイントとして挙げたらどうかというふうに考えました。

その意識が変わった上で、生涯学習の振興ですから、その学びを作り出していく。障害のあるなしに関わらず、学習機会が充実していること。そして、それに関わる人たちがもっと増えることと

ということで、学びの創出の中に2つのポイントを入れました。

どれも全て第3回までの議論から、今事務局からも言ってもらいましたけれども、抽出した結果、これらのことは共有されて出てきたものではないかということで、ここに提案した次第です。

それに沿って、この1ページから6ページのところは皆様の御意見を入れてあります。それですので、自分がこれ言ったんだけど、ここに入るつもりで言ったのではなくて、こっちなんだとか、それから自分自身の御意見ではなくていいのですけれども、こういう考え方よりも、こっちの考え方がいいんじゃないか等、御指摘をいただければと思います。

今日のこの資料5の案を今から検討いただいた結果をもとに、この後、文章化をワーキンググループで図っていきたいと思いますので、忌憚のない御意見をいただければと思います。また、キーワードになるような言葉をさらにいただければ、そちらは必ず載せていくような形で考えたいと思っております。また、議論を整理するということで、一応、まとまった形にはしますが、そこにこれまでの意見を聞いて、そんなにここにいる皆さんの意見が全く違う方向のものは出てないなというふうには委員長として感じておりますが、それでも、これは確実に載せてほしいというようなものについてはしっかりと取り上げていきたいと思いますので、その辺りは、今日、強く御主張いただければ、中間報告で、まとめについて参考に大いにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、最終的な中間報告が、この一番最後のページにあるような、これは参考までですけれども、私もこれまで中間報告、何回か副委員長の立場で出たときに、もうちょっと量が多かったときもあったかなと思いますので、これ、あくまでも目安ですけれども、最終の報告書と違って、要点を教育委員会に報告していくという形になりますので、強く今の時点で言っておきたいことは、教育振興基本計画に何としてでも反映してほしいという部分については、全て伝えますけれども、そうではない部分については、ちょっと省略もあり得るところは少し御容赦いただければと思います。

それでは、ここから1時間程度、皆様から御意見をいただければと思います。それでは、いかがでしょうか。どなたかから、口火を切っていただければと思いますけれど。

## ○委員

今、委員長のほうから、第37期の中間報告ということで、まとめ方だとか考え方の説明がございましたけれど、普通ですと中間報告というのは、もう少し10回ぐらいこういう場で協議しまして、最後の方で中間報告というか、もう最後の段階になってまとめた形が中間報告になるかなと私は思

っていたんですが、実はまだ今日で4回目、第1回目は顔合わせみたいだから、実質はまだ2回しかやってなくて、それぞれ意見を言ってくれたと思うのですが。それが何か非常にこれからの教育振興基本計画のほうにこの中間報告を反映していただくというのは分かるのですが、何か時期が早過ぎなのかなというのが疑問に思いました。

それから、委員長が説明していただきました、このまとめ方だとか方向性のほうは、こういう方向で良いのではないかと思います。ただ、私たちもまだこれで今日、本当に実質4回目で、こちらの中でも今書いてくれてあります意識の変容の中で、当事者の視点に立つというのは非常に大切なことで、現場のニーズというのを私たちもあまり聞いてないものですから、そこのところを、今後の計画として、現場のニーズにしっかり耳を傾けて、それを報告書のほうに反映するというような形にまとめていただけたらいいのかなと思いました。

## ○委員長

ありがとうございます。ちょっと中間報告の時期が早いのではないかとというのは、御指摘のとおりかと思いますが。ただ、これまで中間報告を行った社会教育委員会は、この資料の参考資料についている34期ですね。やっぱり7回か6回終わったところで行っているというのが通例です。10回ぐらいまで行くと、もう中間ではなくて。もうそれで最後に言えばいいねという感じになっていて、中間報告のときは、6、7回で行っているというのが通例になっていました。

それから、やはり具体的な提言ですね、これはやはり難しいところがあるのは承知しております。この次第の一番後ろに、この委員会の予定表がありますけれども、この後、第6回のところで障害者の生涯学習という視点では、具体的な方策の協議を、具体的なものは考えていって、これを報告書には出していきたいと思っています。

それから、実は障害者の方々の協議は非常に重要なんですけども、この後、そこを手がかりに、この社会教育委員会では、社会的包摂という観点から、障害者にプラスした、ここにはコロナ下における社会で孤立しがちな人というところをちょっと強調していますけれども、第10回のところにあります。全ての人が参画し、ともに学び合う社会教育のあり方ということで報告書はまとめていくこととなりますので、そこが最後のゴールという形になるかと思います。

ただ、このように障害者の視点でという部分については、私、県の教育振興基本計画のほうも関わっておりますけれども、具体的などころをももちろん作ってほしいというのはもちろんそうですけど、計画の大きな基本的な考え方のところ、もう少しいろいろ考えてほしいというのは正直あります。そこに一石を投じたいというのは、直接関わっている者としては、すごく感じるこ

ろがあるんですよ。

それで、特に社会教育の部分については、少しでもそういう主張をしていくというスタンスは重要なのではないかなと思っていて、それで、少し拙速な感じを委員の皆さんにも与えてしまっているところがあるんですが。社会教育委員も、社会教育課もしっかりと考えているのだというところを見せたいというのもあって、その教育振興基本計画を意識した中間報告を今回はさせていただければと思っております。

あまり、そういう動きがいいのかどうかというのもまた指摘されてしまうところもあるかもしれませんが、少しそういうところは考えたほうがいいんじゃないかというのがあって今回のこのような動きになっております。その辺についても皆様から御意見があれば、それは真摯に受け止めていきたいと思っております。答えになっていましたか。

それでは、他に御意見いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。お願いします。

## ○委員

資料5をいろいろと読ませていただき、こうだったかなというところも思い出しながら考えたのですけれども、先ほど、資料4のところ、地域づくりの推進で、他部署がさまざまな計画をやっているのではないかということで、取組が少ないという御説明もありましたけれども、やはり教育委員会だけでは、なかなか解決できない、いろいろなものが絡んでいるということは多分皆さんも分かっていると。そこをぜひ、壁を乗り越えて他部署と連携をしていくというところを載せていったらいいのではないかなというふうに思いました。今行っているのは社会教育の議論でございますけれども、実のところ、福祉部門の議論ではないかなと。例えば、富士市では、社会福祉協議会に富士市が委託して行っている地域福祉活動計画、これがモデル地区を選定しながら進んでいて、共生社会を目指すというふうな動きがあります。家庭教育支援員についても、なかなか活用されている場の姿が見えにくい。県の社会教育課では、例えば、学校長に一任されている、この実態を集約されてるのかなと。どういうふうに活用されているのか、いわゆる統計を取っているのかなという疑問もちょっとありました。なかなか学校長は忙しいので、学校長の一人一人の考え方で活用の方法が変わるといっても、こうでなければならぬみたいな、そういうものもひとつ必要なのではないかなというふうな形も思いました。

もう一つ、行政のほうで、福祉もいろんな部門で絡みがある計画とか事業をやっているのですけれども、富士市では、福祉部門で障害者を対象に、ユニバーサル就労を条例化して今、進めているところですが、なかなか難しい。しかしながら、その難しいところに、行政と、富士市議会発意で

したけれども、市民の皆様の代表でございますので、その議会の方と連携をしながら、今、進めていこうとしていると。今、様々な課題にぶつかって、その乗り越え方を模索している段階でございますけれども、やはりそのチャレンジ精神という部分を、社会教育の視点からどうチャレンジしていくのか、どこと連携をしていくのか、そんなところが必要なんじゃないかなというふうに感じました。

#### ○委員長

ありがとうございます。今の委員のお話は、この項目のどこかに入れるというよりは、連携というところで、どこかに、新たに入れたほうがよろしいですか。

#### ○委員

多分ですね、私が読んでいる中では、例えば、それぞれの中に、課題に関する意見の中で、積極的に連携をしていくという部分を、考え方の中で混ぜていったほうがいいのか。特に人材の育成ではそれをよく感じましたので、その辺が必要なのかなと思いました。

#### ○委員長

まとめの中で、随所に、その連携というか、そういうものを入れていくということですよ。

#### ○委員

そうですね、何て言うんですかね、漠然と連携ではなくて、どこどこと連携とみたいところで、本当に実際にやっていくぞというところを表現したらいいかなと思いました。

#### ○委員長

ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

#### ○委員

中間まとめ案の「学びの場の充実」に関して考えたことがあります。社会教育、生涯学習の拠点というと、代表的なのは図書館だと私は思います。それで、今まさに県は、県立中央図書館の移転事業をしています。そのタイミングで議論した今期の社会教育委員会ですから、何か要望だとか提

案とかをするべきではないかと思います。新しい県立中央図書館が公立図書館のモデルケースになればと思います。最先端の静岡県の社会教育施設の考え方が具体化されれば、県内の市や町もこれからの図書館を充実させるのに当たって、お手本にしてもらえないでしょうか。

例えば、これだけICTが充実してきたりとか、資料もデジタル化が進んでいますから、これからの図書館は、障害のある方たちがそこに出向かなくても、ICTを使えば、学びを深めることができ、そのお手伝いができるというような、新しい図書館の利用方法というものも考えられるのではないのでしょうか。そんなような切り口での議論も有意義かと思います。

### ○委員長

ありがとうございます。参考にしていきます。2期、3期前のときに、既に社会教育施設の見直しということで、図書館だけじゃなかったんですけど、一応、社会教育委員会で見直しをした期もございましたけれども、またそれから情勢も変わっておりますので、このテーマも含めた意味での提案ということができていたらいいかなというふうに思いました。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

### ○委員

私は、民生委員やっており、地域の人たちとの関わりの中で、社会教育の中の生涯学習について考えてみました。その中で、例えば、公民館とか交流館と言われる建物が非常に古いためエレベーターもなく、障害のある方が3階の会議室まで行けなくなり、「もう参加を辞めるしかないね」という話を、この頃聞くようになりました。本当に建物が古いのです。県立図書館が新しくなるということで、新しい建物はそういう設備がとても充実して、障害のある人たちにも優しい建物になり、素晴らしいと思います。しかし、30年、40年昔の建物をまだ使わなければならない状況の地域もたくさんあるので、設備の改善が進んだら、障害のある人たちも、安心して自分の生涯学習の機会に参加できるのではないかなと思っています。

### ○委員長

大変貴重な御意見です。ありがとうございます。

### ○委員

先ほど、家庭教育支援員ということで話題が出ましたが、私どもの市でも、家庭教育支援員がお

ります。家庭教育サポートチームとして活動していて、各学校に保護者会とかで、グループワークをしています。その中で、子供さんの発達が気になる、育ちが気になるという保護者が必ずいらっしゃいます。そうした悩みに対して、家庭教育支援員がいろいろ言及したりとか、グループワークをしていくわけですが、家庭教育支援員からは、どう対応していいのかわからないという声が多々出ておりました。

先日、家庭教育支援員向けの研修をやらせていただきました。1つ目の研修は、お子さんが発達にでこぼこがあって、保護者としていろいろ悩む中で、自分自身が子育てサークルを作ったという方のお話を聞きました。どういう声をかけてもらいたかったか、逆にこういうアドバイスは要らなかったとか、そんなことを教えてもらいました。2つ目は、カウンセリング全般です。傾聴するというものの、具体的な話を聞きました。そんな感じで研修をさせていただいて、家庭教育支援員の皆さんに次のグループワークで少しでも役立てていただこうとしていますけれども、企画する教育委員会も、どういうふうにプログラムを組んでいったらよいか、試行錯誤しています。第7期の生涯審では、早期発見、相談ということで記載がありますが、どういうふうに寄せられた相談をフォローしていくのか。また、そのキーパーソンの養成と記載がありますが、どなたに助言をいただくかというようなことを迷いながら、研修会の立案をしています。

どうしたらいいんだというのは、答えなんかないかもしれません。ただ、そういった相談対応の事例のデータベースみたいなのができていけば、参考になっていくのかなと思いました。先ほど、図書館の話聞いて、やはりノウハウの蓄積というのが大切かなと思いました。

## ○委員長

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

## ○委員

毎回、私、同じようなことを言ってるのですが、この議論の整理の中の(1)の中の正しい理解、ここがやはりすごく重要だなというのを感じていまして。ただ、理解してでは、いつまでたっても理解が進まないということで、資料4にもすごく具体的な取組が掲げられているのですが、例えば、ヘルプマークに関しても、つい最近、知的障害のお子さんが、通所途中で職務質問を受けたのですが、その際に、リュックにしっかりヘルプマークをつけていたのですが、対応した警察官は2人とも知りませんでした。なので、以前からヘルプマークの啓発もされているのですが、一番知ってもらわなきゃいけない警察官が知らなかったというのは結構衝撃でした。その後も、

浜松ではなかったのですが、名古屋に住んでいる知り合いの方、同じ目に遭っていて、やっぱり不審者扱いされたということがありました。なので、本当に具体的にどういった啓発をしていくか、どうしたら理解が進むかというのを考えていかないといけないなと思っています。

次回から、コロナの話題にもなっていくと思うのですが、今、そのコロナのワクチンも、知的障害とか、発達障害の人が、最初は優先順位が後っていうか、優先順位に入らなかったのですが、それもやっぱり当事者の団体として入れてくださいということを何度かお願いして、今回やっと基礎疾患の中に入れてもらえることになりました。ただ、その情報も当事者の方々にすごく分かりづらくなっていて、基礎疾患の中に入っていると思わない方もたくさんいらっしゃって、浜松市は23日が締め切りだったんですね。漏れている方もすごく多くいらっしゃって、そういった情報の伝達の仕方にも合理的配慮というのを今言われているので、そこにもすごく配慮していただかないと、どんどん取り残されてしまうのではないかなという不安もあります。ですので、そういったところはすごく強く言っていただきたいことと、あと、私もいろいろ今回、社会教育委員というのをやらせていただいて、協働センター、浜松市では公民館ではなくて協働センターと言うんですが、そこに何度か出向いてお話しする機会がありまして、ちょっと講座をやらせていただきたいというのでお話をしました。一般向けの講座と言われると、なかなか障害の講座だと一般向けにならないのですが、それを言っていると、なかなか障害の理解が進まないのでも、障害啓発理解の講座を開かせていただきたいというのをお願いして、募集をかけてくださったので、その中で企画書を提案して、今回一応受けていただくことになりました。まず、一歩だと思うのですが、そういった形で地域の方が参加できる講座みたいなのが増えていけばいいかなと思って、今年の10月、ちょっと講座を開くことにしました。

## ○委員長

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。副委員長、何かありますか。

## ○副委員長

いろいろお伺いしまして、私も学ばせていただきました。当面の中間報告というか、審議のまとめについて思うところは、もともと昭和の社会教育が、すごく伝統的に、同調性を求めるというか、一斉教授型と言うんですか、特に青少年とかの方では、集団訓練とか、そういう形でやっていたところから、もはやそういう時代ではなく、社会教育の方も変わっていかなければいけないと思うのですね。



その中にたまたま、切り口というか、取っかかりとして、今回は障害者の生涯学習があるのだらうと思います。そこからも多様性が求められてきているので、社会教育自体もやはり変わっていかなくちゃいけないということが1つあるんだらうなということです。

その辺りについて、教育行政にかかわらず、一般行政の方々って、社会教育を割と古いイメージで捉えていらっしゃるかもしれませんので、先ほど申し上げました昭和の古い、それもいいところというか、よさもあるのですが、それだけではどうもよくないので、例えば教育委員会の方で、そういうことも含めて、少し議論を進めていかれるといいのかなというふうに思いました。具体的なことはよく分からなかったり、教えていただくことが多いので、意見をいただきながら入れていけたらいいなと思います。

## ○委員長

そう言われれば、そうですね。ですから、この障害者の生涯学習ということを考えることを通して、社会教育自体がよりもっと今の形になっていくことができるんだということですね。そういう謙虚な姿勢は大事ですよ。社会教育って、多分イメージをしていただくのが、すごい難しいし、大体、教育といったときに、すごくやはり、日本は画一性とか、そういうのが前面に出てしまうかなど。みんなが集まって一堂に会して同じことを学ぶと、何か教育を受けたみたいな、そういうところは、もっと打開していきたいなと思いますね。もう令和の時代の教育ですから、これからそうではないということも多い。学校教育であってもそうではない方向に行くということも言われていますので。そのそれぞれの方の学びをどう保障していくかという、そういう方向に行ってもらいたいなと思います。

でも、やはり日本は同調というのがすごい強いですよ。今日も私、初めて聞きましたけど、ワクハラと言って、ワクチンを打つことは、推奨されているのだから、「打つもの」みたいになっている。そうすると、打たないのっていうのはどうなのか。それは自由なのに、希望で打ちますよというのに、もう既に、何か打たないと会社に来てはだめだという話が出ていて、それをもうハラスメントと受け取る人がいてというような。何か1つの方向が走り出すと、何かそれに乗っかっていかない人は、何なのみたいな。何か変わらないなと思って。古いですよ。何かそこを変えていく。そこを変えていきたいんですよ、この意識の変容というのは。結局、そういうところが変わらないと、このユニバーサルな考え方というところに行きつかないのではないかなとは思っていますけれども。そういうのは、ここでは書きませんが、目指すところは、そういうところに行きたいなと思います。

でも、先ほどの委員がおっしゃってくださっている、やっぱり具体的なね、やはり理解を求める方法というものも、ちゃんと提言ができていったら、ここは最終的にも提言ができていったらいいですし、中間報告の中でも、具体的な動きをしていきたいということを書いていけたらなというふうに思います。

その他、いかがでしょうか。

## ○委員

私も今まで2回ズームで参加しましたがけれども、今日は来てよかったなと思います。

そのズームをやりながら思ったのは、いろいろな参加の形態がこれから求められてくるのかなということです。このコロナをきっかけにして学校教育も変わってきました。GIGAタブレットも本校に入って、本当に1か月前と今とでは全然違う授業形態になっているような状況なんです。

地域で講座をやるときに、今までだったら必ずそこへ来なくてはいけなかったような状況だったと思いますが、例えば、来て参加する人、それから、ズームで参加ができる人、もしくは、資料だけほしい人とか、いらっしゃるかと思います。中には、参加したくても、ちょっと体が不自由でそこへ行けない。もしくは、行くのがとても大変っていうこともあるかと思います。何か今、いろいろな会合で参加の形態の幅が広がって来ているように思うんです。なので、障害のある人もない人も同じように教育を受けられるという意味では、さまざまな参加の形がある講座、学びの場ができると、門戸が開くと言いますか、参加しやすくなるのかなと思ったので、そういったことも広く皆さんに紹介していくとか、お願いしていくとか、できる範囲で、お伝えできるといいのかなと、この前までズームに参加していて思いました。

## ○委員長

ありがとうございます。

## ○委員

最近の学校の出来事です、本校は今年、学校運営協議会を導入し、コミュニティースクールに移行したのです。学校評議員会とどう違うのかなど、一生懸命勉強したのですが、まだ十分理解がっていないのですが。1回目開いてみて、手応えとしては、地域の方に、こんな学校だったんだね。こういうことやってるんだねということを知っていただけた。それとともに、何かできることがあったら協力するよと言っていただけた。地域にはもっとたくさんの人材があることを知ってる？と

言っていただけたということです。地域の中で大切にしてもらえる学校になるために、第一歩は踏めたかなと思うのですけれども。周りから、やりなさいよと言われて、やってみた結果、おいしいことが転がり込んできたというのが今の現状です。これをどう発展させていくのか、どうつなげていくのが、本校の課題なのです。地域には、すごく宝があるのだということ。地域の方が、学校を助けてあげたいと思ってくれていることが分かった最近の出来事があります。

先ほど、連携が大切だという話だったのですが、具体的な、学校と地域の自治会の方とつながるとか、市の社会福祉協議会の誰々さんにつながるということを明確にして、少しずつ進んでいきたい。最近の情報です。なので、連携というのは入れていただきたいと思いました。

### ○委員長

ありがとうございました。オンラインの会議にしても、今の委員の話にしても、切羽詰まってやったところが、実は何かいいのではってということは、たくさんあるんですよね。やはり慎重に慎重にと思って、今までのを踏襲する、そのよさもありますけど、大きく社会が変わっていく中では、やはり一歩踏み出していくというところも大事になってくるんだなと思いました。何か周りの地域の方が、いい方たちで、よかったですね。正しい理解がそこでまた広がっていくといいですよ。

### ○委員

やはり見に来ていただいて、実際に授業とか活動とか、児童生徒の様子を見ていただいて、もらえた言葉だと思うのです。ホームページで、文章では上がっています。写真も上がっているのですが、それを裏付けるというか。企業の方に来ていただく学校見学会とか、そうやってもっと広く何か展開していきたいなと思いました。そこにコロナが関係してくるため、誰でも学校にというわけにはいかないの、その辺りのせめぎ合いかなと感じています。

### ○委員長

ありがとうございます。そうすると、この正しい理解を促すに当たっては、やはり交流するのが大事ということですよ。インクルーシブとかって言い方を今はするけど、そういう言い方しなくても、分け隔てなく関係を取るというのが、やはり理解にはつながるのかな。

今の子供たち、学校教育の中で、どうしても学年とか、そういう集団の中で違うものと触れ合うという場が少ないと思うんですよね。それは障害だけじゃなくて、私、異年齢の人と交わる機会というのがすごく減ってきてしまっているなと思って。それで、高齢者の方の理解がどうしても進ま

ない。そのことで、おじいさん、おばあさん、大切にしようって言うけど、大切な仕方が分からなくて、うまく交流できないというのちょっと感じたりもするものですから。やはり理解し合う場をいろんなところで作っていくのが大事なのかなと、具体的にですね、ちょっと今、感じました。

## ○委員

委員長のお話の中に、「高齢者と子供の触れ合いのような交流の場面がもっとあったらいいんじゃないか」というお話がありました。私は民生委員なので、社会福祉協議会の一員として地域の活動をやっており、その事をすごく感じていました。

民生委員は高齢者だけを対象に活動しているように思われているところもありますが、私たちは民生委員児童委員ということで、子供たちにも全て関係する委員です。自分の地域の社会福祉協議会の活動で、高齢者と子供たちの交流が大事だと考えました。子供たちが参加すれば、社会福祉協議会にあまり関心のない親世代も、保護者としてその行事に出向くことになるので、全世代の人たちの交流ができるのではないかと思います、ずっと交流行事は続けてきました。けれども、去年と今年はコロナの関係で行事が中止になってしまい本当に残念です。それは、地域の社会福祉協議会役員全員が関わるような大きな行事で、学校もとても協力してくれていますので、ぜひ、その行事はこれからも続けていきたいと思っています。子供たちも、高齢者の人たちと一緒に花を植えたりする活動もありますし、静岡市のS型デイサービス（介護予防と社会参加を支援する事業）に、小学校4年生の福祉の勉強で交わって、一緒に活動したりすることもあります。子供たちが企画をして参加するような活動もしていますので、そういうことは本当にいいなと思います。

## ○委員

私も福祉です。今、民生委員である委員のお話を聞いていて、その協働センターに行ったときに、講座の内容が障害ということだから、あまり皆さんが参加しないのではないかという不安があって、それを協働センターの担当の方に言ったら、そういうときは、民生委員の出番だよと言ってくださって。民生委員はすごい地域の方とつながっているから、そういった方に相談すると、いろいろな方に声をかけてくれて人も集めてくれるよということをお教えたので、やっぱりそこでもつながりが大切だなと思いました。

この社会教育委員のメンバーの、この名簿を見ても、本当にいろいろな方がいらっちゃって、この方々とつながっているというだけでも、今までに全然なかったことなので、すごく大切なことだなと感じています。ありがとうございます。

## ○委員長

今、おっしゃってくださっているようなことが、最初に発言された委員が連携ということでおっしゃってくださって。それはもうちょっと大きな組織の話だったかと思えますけど、つながりをつくっていくというような部分で、本当に、これからの教育と福祉の問題というのは、本当に、前期も私、関わっていてそう思ったんですけど、ここからが福祉でここからが教育というのじゃなくて、一緒に関わっていくということが本当に大事なのかなというふうに感じています。また、福祉はもう一番大変な状況をフォローしていくところではあるんですが、教育がそれを予防していくというんですかね。啓発も含めて、最悪の事態にならないための部分をやはり教育がもっとカバーしていくという、そういう考え方になりたいなというふうに思います。

あと、ICFってこういうのなんだって思ったテレビの番組があって、給食当番を、ちょっと障害がある、一緒にいるクラスの子がお椀におたまで汁物を入れる、みんな簡単にできることが、その子はできない。それをどうやってカバーしたらいいんだろうって言ったら、その子に頑張れって言うんじゃないで、作業工程をもうちょっと分析して見ると、おたまで入れる量を決めて、入れるということだけをやって、お椀を持つとか、その分量を決めるというのは周りの子が手伝えればいいんだ。その子は、もうできないから、もうやなくていいよっていうんじゃない。それから、その子が、そうなったらやらせてあげるとかじゃなくて、今のその能力をどうやったら、みんなで生かせるかって、みんなで助けようみたいな、番組だったんですけど。これがICFかってすごい思っていますね。

共生ってそういうことなんだなと。今ある、それをお互いが受け入れ合って、そして、よりよく生きていくところを目指していく。決して、その子がそれでいいわけではないとは思いますが。お互いがそれで助け合いながら、その能力を高めていくという。これなんだなと思って見させてもらった番組があるんですけど。

だから、そういうスタンスで見れば、ヘルプマークって、そういうことですよ。ヘルプっていうのは、何か、かわいそうだからとかじゃなくて。お互いそうなんだから。自分だって見れば欠点はいっぱいあって。だけど、何とか、みんなに支えられて暮らしているわけだから。その強弱の激しさが人によって違うんだよと。それをお互い助け合って生きていける、そういう考え方に変わってほしいなと、この意識の変容の中で生きていきたいなと思うんですけどね。

## ○委員

今、テレビコマーシャルで、塀の向こうをのぞきたい背の高さが違う3人の人、塀が高いからのぞけない。それぞれ背に合わせた台に乗って見ればよいというものがあります。知っていますか。いろいろな高さの台の上に乗ることによって塀の向こう側が見えますよという。その台が、その人に必要な支援を示しています。

そのようなコマーシャルにより、その考え方や、その人の力でやればよいということが、だんだん広まっていくといいなと思う。いいコマーシャルだなと思ったのですが、知っていますか。

## ○委員長

探してみます。その他、いかがでしょうか。

項目立てはこのような感じで。でも、意識の変容だけでは何のことかってなるので、障害者を捉える意識の変容とか。だけど、副委員長の話を聞けば、教育そのものについての意識の変容、今、これでいいと思っている教育、福祉、障害者、そういう一般的に思われているだろうというそういう意識を変容していくという意味の修飾語を少し付けたいなと思いますけれど。何かぜひ、こういう表現は入れてほしいとかいうのがあれば。

それから文章化していくに当たっては、現状と課題で2段落、それぞれ1段落ぐらいになるので、かなり箇条書きの文章は、もう少し凝縮した表現になりますけれど、そのときに、ここは必ず入れてほしい。委員からは先ほど正しい理解のところで具体的な内容というのがあったので、そういうところをつけて、書いていきたいと思えますけれど。そういう観点で素案、たたき台を見ていただいて、学びの創出のとも場の充実というだけだし、いろいろな人材育成ってなってますし。それから、あと、それぞれのところで連携をしていくわけですが、先ほど、御発言あったように、何々と何々の連携というのが、もう明確にこれとこれの連携は必ずして欲しいというのがあれば。例えば、民生委員と社会教育の連携とか、あるいは自治会と学校の連携とか。何かそういう、もう明確な対象がこれとこれは連携したほうが良いというのがあれば入れていけたらなと思うんですけど。その辺で少し何かお考えあったら、御発言、お願いできればと思います。

## ○委員

社会福祉協議会というのが、やはり地域の中で、活動がすごく大きい役割を果たしていると思います。自治会・民生委員・子供会・シニアクラブ等、地域の団体が全部入っているのが、社会福祉協議会なので、連携としてそれを入れてほしいです。例えば、それと学校というふうな感じで報告

していただけたら、ありがたいなと思います。

### ○委員長

ありがとうございます。社会福祉協議会と学校の連携。

### ○委員

地区、市によって、さまざまだと思うのですが、例えば、富士市では388の町内会があって、それを26の地区という形で行政を組み立てていまして、これは小学校区が1つの地区という形で構成されているのですけれども。今、富士市では、まちづくり活動推進計画という計画に基づいて、新しい計画は、来年度から第2次ということでスタートするのですけれども。その26の地区にまちづくり協議会、いわゆる区長、民生・児童委員、福祉推進委員会、それと成人教育とか、いろいろな部局、委員会ですかね、委員会とか、局、部をぶら下げて、さまざまな行政課題を行政とともに同じ目線で解決していこうという計画を今進めているところなんですね。そこにまちづくり協議会という協議会の中では、学校も幼稚園もPTAも参画していると。当然、ボランティアで構成している、その地区に住む市の職員。県の職員でもいいんですけどね。そういったメンバーで、みんなで地区を活性化していこうと。そして、課題を解決していこうと。お祭だけではなくて、課題を解決していく事業を立ち上げていこうと。そこには、例えば、高齢者、少子高齢化社会の中で、ひとり住まいの御高齢の方々とか、買い物難民とか、病院への足の問題とか、いろんな課題、空き家対策とか、そういうものを解決していこうという取組を系統的にやってるのですね。これが連携という意味で、私が発言したものです。

ですので、まずは、県もそうですけども、県も縦割りの他の部署が必ず何かしらの事業、計画をしているはずなので、その情報を集約して、じゃあ社会教育の立場として、どう社会教育は取り組んでいったらいいのかという部分は、行政の役割として考えるとともに、我々県民は、それに対して、どう携わっていこうかというところを明確にしていくということが必要なのではないかなというふうに思っております。そういった意味での連携をぜひ、各課題の中に取り組んでいただきたいということで御理解していただければ。

### ○委員長

ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

## ○委員

まず今、委員の御発言の中で出てきた、まちづくり協議会というのが私どものほうにもあります。その中には、区長さんとか民生委員さんとかいろんな方が入って、顔見知りになり、日常的な活動をしています。それとはまた別に、いわゆる地域学校協働本部もあって、私どもは、子ども育成支援協議会と言っているのですが、そういった組織に学校だけでなくまちづくり協議会にも入ってもらって、その中で、学校への協力をお願いしたりしています。その協力の中に、福祉的なテーマも入ってきますので、お互いできることを持ち寄って試行錯誤してやっていただいているかなと思います。

なので、障害者の生涯学習に特化しているわけじゃないのですけれども、自然とそういったことも入ってくるのかなと思います。自然な形で取り組んでいることは、実際あるかなと思います。

もう一つ、行政の中の連携については、確かに十分ではない点で課題かなと思います。

## ○委員長

ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

## ○委員

ちょっと連携ということで少しお話をさせていただきます。私も社会教育委員を、もう20年ぐらいやらさせていただいております。今までは社会教育は社会教育、福祉は福祉ということで、そういう縦割りの中で解決していけばいいという形でやってきたわけなんですけど、最近は、社会教育も、それから福祉も、車に例えれば、車の両輪ということで、やはり社会教育に関しましても、やっぱり福祉抜きでは考えられないという、こういういろんな諸問題がいっぱいあります。そういうことで、私も今までは、餅は餅屋で、福祉のほうは福祉の分野に任せておけばいいじゃないかと思っていたんですが、最近はそれではとても、もう課題解決できないなど、考え方を改めております。

それで今までお話を聞いた中で、いろんなところと連携しないと、なかなか1つの課題が達成できないのかなということで、例えば、社会福祉協議会と民生委員との協働だとかというお話も出てきておりますけれど、当然、そういうことも必要なんですけど、もうちょっと具体的に書けたらいいのかと。これから後、第6回とか7回で、障害者の生涯学習について具体的な方策とかを考えていくと、この方策をやるためには、例えば、どこと連携を取らないと解決できないとか、どこと協力



しないとうまくいかないねというのが出てくると思うんですよね。そうすると、今から中間報告を出すためには、こういうところと協力が必要ですねと書くのは、それはそれでいいかもしれませんが、具体的にそういうところを皆さんで協議していく中では、1つの部署だけでは解決できませんので、どことの連携が必要、どことの協力が必要っていうのが具体的な話の中ではいっぱい出てくると思うので、そんなところを、最後の報告書のほうでまとめて書いていただいたらいいのかなということを感じました。

### ○委員長

あくまでも中間報告は一例というか、そういう形に、こうでなくてはならぬという書き方は避けてはいきたいとは思っています。ただ、今までの議論の中では出てきたということで書いていこうと思います。

### ○副委員長

ちょっと、言っておいた方がいいかなと思うのは、社会教育士の養成が始まっているのです。社会教育主事のカリキュラムというか、講習内容を終えた人は、社会教育士を名乗ることができるということで、それはもう教育行政のみならず、首長や、いわゆる福祉や医療関係も含めて、そういうのをつなぐキーパーソンなのです。始まったばかりなので、まだ具体的になっている人はそうはいないのですが、その養成の中で、連携などについても学ぶことになってるので、そういうのも人材養成の中に入るかなと思います。

文科省がその特設ページを作っていますので、また機会があれば御覧いただければと思います。

### ○委員長

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

あと、今日、あまり御意見いただかないような質問になってしまいましたが、今後の議論の方向性という中で、とかく焦点を絞って話をすると、それに関係ない人は、私は関係ないみたいな雰囲気になりがちだと思うんですけど、前にも何回か発言しましたが、今はそういうそれぞれの状態を受け止めて、さっきの踏み台の話ではないけど、そういうものをみんなで助け合って、そういう考え方をしていこうというふうなこと。今、障害者というところで言ってますけど、今、文科省が進めている、令和の時代の日本型学校教育のあり方についてというのを読んでいくと、個別最適な学びということで、あれは明らかに、ほぼICFではという感じですね。一人一人の学びを保障す

るという、そちらに移行してるんですね。そして、育てていくものが、本当に個性というか、持ち味を伸ばしていくという、もうそういう方向に舵ががらっと切られている。そういう中では、今は障害者のというふうな言い方をしてますけれど、私はこれがもうこれからの一般的な教育のあり方になっていくんじゃないかなと。だからこそというのもあるけれど、本当に意識を変えていかないと、もう静岡は取り残されるかもしれない。もう最先端の教育の考え方で、新しい振興基本計画を作ってってもらいたいということは言いたいなというふうに思っています。

決して、限定的でな話をしているのではなくて、近い将来の中では、一般的な話になる、その部分についての話をしているのだというところは、ちょっと社会教育委員会ここにありみたい、存在感を示したいなと、委員長としては思っていますけれど。そういうところを教育委員会定例会でも、中間報告で、こちらの抱負を述べてはいきたいなと思っております。

その他、皆様、いかがでしょうか。最初に委員から御指摘いただいたように、まだまだ議論が深まらない中で、皆様に拙速に御意見を求め過ぎているところもあるところは、ちょっと反省しておりますけれども、その中でも、皆様から本当にいろんな、それぞれのお立場の状況をお聞きすることができて、ここまでの議論としてのこの内容が共有でき、またそれは、この会議でだからこそ、まとめていけるものになって、これは、私はしっかりと教育振興基本計画が固まる前に投げしていきたい考え方だなというふうに思っております。大変貴重な意見をいろいろとありがとうございました。

7月にワーキンググループで、今日の協議も含めた資料をもとに、素案をさらに文章化し、これを8月の委員会でもう一度見ていただくような形に持っていきたいと思っております。

まだ、御意見はあろうかと思えますけれども、もし帰路の中で思いついたりですね、日頃のお仕事の中でお感じになられたこと等ありましたら、事務局に、また御意見をお寄せいただければと思います。また、本日、欠席された委員の方からも意見はいただいた上でワーキンググループ会議は開いて、くまなく皆様の御意見、取り込んだ形での中間報告を作成していきたいと考えております。

それでは事務局より連絡事項をお願いします。

## ○事務局

ありがとうございました。それでは、事務局から、2点連絡お願いいたします。

まず、1点目ですが、次回は8月20日午前10時から正午までを予定しております。よろしく願いいたします。

2点目です。第3回の社会教育委員会の中で、サポートファイルの協議、意見の交換がありました。サポートファイルを、県の手をつなぐ育成会の事務局から資料提供ということでいただきましたので、こちらに置いておきますので、もしよろしければ、委員会終わりましたら、お手元に取りただければと思います。

あとは、「本とともだち」の赤ちゃん版や幼児版、中学生版の見本も、こちらに置いておきますので、またこちらもお帰りの際に、もしよろしければ御覧ください。

#### ○委員長

それでは、これで第4回静岡県社会教育委員会を閉会いたします。御多用の中、本日も誠にありがとうございました。